

徳島県告示第六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

桑野西部土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	陶久泰臣		阿南市山口町内田八九
同	木内正巳		北山八七
同	神野武重		蓮花寺六三
同	吉田稔		大久保一七
同	露口秀昭		一七七
同	山川聡		蓮花寺四三
同	新居俊明		杉谷一四二
同	山川和也		内田七八
同	岡花喜久雄	岡花喜久雄	桑野町大谷六六
同	桑田治茂	桑田治茂	山路四七
同		坂本正信	山口町北山五四
同		工藤由高	蓮花寺三四
同		陶久敏郎	内田二〇
同		森本茂宏	大久保九〇―一
同		霜田亜由美	一八三
同		森岡敏昭	北山七六一二
同		神野浩規	杉谷一五―三
同		小川幸子	元長一四〇
監事	濱田行雄		内田一九一―一
同	霜田隆		大久保八六
同	久田宏和		北山五二
同		朝田晴夫	七七
同		松田良広	大久保八九
同		朝田増夫	杉谷五六